

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に対応できる公正な経営システムの構築が重要な経営課題の一つと考えております。このような基本方針のもとに、迅速かつ的確な意思決定を図り、積極的に情報開示を行える経営体制構築に取り組んでおります。今後ともコーポレート・ガバナンスの充実を目指し、タイムリーディスクロージャーに取り組むことにより、株主等利害関係者に対する経営の透明性を高めていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
飯塚哲哉	2,228,200	18.06
有限会社豊人	1,950,000	15.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	777,300	6.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	388,600	3.15
個人株主	179,400	1.45
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	143,600	1.16
第一生命保険株式会社	81,000	0.66
株式会社SBI証券	80,400	0.65
シリコンテクノロジー株式会社	77,700	0.63
日本証券金融株式会社	76,000	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直轄の内部監査室を設置して実施しており、当社全体を対象に業務活動の全般に関して、経営企画部と連携の上、コンプライアンスの状況等を監査しております。また、内部監査室は監査役と定期的な連絡会において情報交換を行うほか、必要に応じて会計監査人へ報告しております。

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、また、監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定することで、監査が実効的に行われる体制を確保しております。

監査役と内部監査室においては、必要に応じて業務執行状況等に関する情報交換を行っております。

また、監査役と会計監査人の連携状況については、適宜意見交換を行うなどして、監査の実効性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
舟田 饒	他の会社の出身者														○
山口 修司	弁護士														○
松岡 章夫	税理士														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舟田 饒	○	—	舟田饒氏は、半導体業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般の監視と適正な監査を実現することから、社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として指定しております。
山口 修司	○	—	山口修司氏は、経営全般および弁護士としての専門的な見識を有しており、適正な監査を実現する観点から、社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として指定しております。
松岡 章夫	○	—	松岡章夫氏は、税理士として税務・会計上の専門的な知識と豊富な経験を有しており、適正な監査を実現する観点から、社外監査役として選任しております。 また、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。当社は同氏を「一般株主と利益相反が生じるおそれのない者」と判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のため必要に応じて新株予約権を付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のため必要に応じて新株予約権を付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員ごとの連結報酬等については、連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部においてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会を開催し業務執行に係る意思決定を行い、監査役がこれらに出席することにより経営監視を行っております。また、会計監査について、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は有限責任監査法人トーマツに所属する松田道春氏および倉本和芳氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士等です。取締役は当社における重要な役割を果たしてきた実績及び今後の業務遂行可能性を勘案したうえで指名等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のような体制は、当社の業態や規模等を鑑み、意思決定の適正性、迅速性を確保し、また、適切な監査・監督機能を果たしうるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	発送日以降、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回以上説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明を行うIR資料を当社ホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当し、取締役経営企画部長がIR担当役員となっております。	
その他	アナリスト、機関投資家との不定期ミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全の重要性を深く認識し、事業活動を通じて地域、地球環境の維持、向上に貢献すると の理念の下、ISO14001の認証を維持しつつ、環境マネジメントシステムの構築・運営を図って おります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 取締役および従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制にかかる規定を取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、経営企画部においてコンプライアンスの取組を横断的に統括することとし、同部を中心に社内教育を行う。
内部監査室は、経営企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
法令上疑義のある行為等についても従業員が直接情報提供を行えるよう、部門を超えた意思疎通と情報伝達を全社的に奨励する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
社内規定に基づき取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、各業務を担当する取締役はその目標達成のために各部門に具体的目標および会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
5. 株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し、管理する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。
8. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、毅然とした態度で一切の関係を遮断することとし、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要(参考資料:「適時開示体制の概要(模式図)」)

1. 適時開示に係る社内体制

当社は、内部者取引管理規則を定め、内部情報の管理、重要事実の公表等を行っており、この規程に基づいて重要情報の公表を行うとともに、重要事実が公表前に漏洩することを防止しております。

(1) 決定事実・発生事実の適時開示

当社の決定事実および発生事実については、適時開示情報となり得る会社情報を有する部門が取締役経営企画部長(情報管理責任者)に連絡し、情報管理責任者が適時開示の要否を確認するとともに、その指示のもと適時開示を行うこととしております。

当社の重要事項は、取締役会により決定します。情報管理責任者および各部署における情報管理者である各部署長が経営企画会議に出席することにより、情報管理を徹底できる体制と、リスクの発生事実に関する情報を情報管理責任者が入手できる体制を整備しています。また、取締役会決議事項のうち開示対象となる重要な決定事項は、当該取締役会終了後直ちに適時開示を行うこととしております。

子会社の決定事実・発生事実に係る情報については、当該子会社の執行役員及および所管部署長を通じて上記と同様の体制により適時開示を行います。

(2) 決算情報の適時開示

業績等については、経理グループが中心となって決算短信等の開示書類の案を作成し、取締役会において担当取締役からの付議を通じて決議または報告し、直ちに公表します。可能な限り早期に決算発表を行うべく最善の努力を払っており、決算期末後速やかに決算発表を行うよう努めています。業績予想(配当予想を含む。)については、決算の確定過程において、経理グループが、その変更に係る開示の要否を適宜検証しています。上記を含め、業績予想の変更に係る開示が必要となることが明らかな場合、取締役会決議を経て、適時開示を行うこととしております。

2. 会社情報の適時開示に係る手続

これら適時開示を実施する過程においては、情報管理責任者による適法性確認に加えて、法務・知的財産グループにおいてコンプライアンスの重複確認を行うことにより、法令等への適合性に係る牽制関係を確立した上で、法務・知的財産グループにより開示手続きを行います。会社情報の適時開示に係る具体的な手続は、法務・知的財産グループにより、適時情報開示伝達システム(TDNet)を通じて開示するとともに、東京証券取引所兜倶楽部における資料投函、記者会見または当社ホームページへの掲載により開示しています。また、有価証券報告書、臨時報告書等については、金融庁により運営されているEDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)を通じて関東財務局に提出することにより、開示しています。また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問合せについては、経営企画部を中心に対応しております。

適時開示体制の概要（模式図）

